

二国間交流事業 共同研究報告書

令和4年4月21日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

[代表者所属機関・部局]
早稲田大学法学学術院(大学院法務研究科)
[職・氏名]
教授・内田義厚
[課題番号]
JPJSBP 120198832

1. 事業名 相手国: 韓国 (振興会対応機関: NRF) との共同研究

2. 研究課題名

(和文) 日韓民事手続における現在課題-IT化と専門裁判所の運用を中心に-

(英文) Present Issues of Japan-Korea Civil Procedure-Focusing on IT Formation and Operation of Special Court-

3. 共同研究全実施期間 2019年4月1日 ~ 2022年3月31日 (3年 ヶ月)

4. 相手国代表者(所属機関・職・氏名【全て英文】)

Chuo University Professor CHON BYUNGSEO

5. 委託費総額(返還額を除く)

本事業により執行した委託費総額		1,342,351 円
内訳	1年度目執行経費	804,100 円
	2年度目執行経費	538,251 円
	3年度目執行経費	円

6. 共同研究全実施期間を通じた参加者数(代表者を含む)

日本側参加者等	11名
相手国側参加者等	6名

* 参加者リスト(様式 B1(1))に表示される合計数を転記してください(途中で不参加となった方も含め、全ての期間で参加した通算の参加者数となります)。

7. 派遣・受入実績

	派遣		受入
	相手国	第三国	
1年度目	7	0	0(0)
2年度目	0	0	0(0)
3年度目			0
4年度目			0

* 派遣・受入実績(様式 B1(3))に表示される合計数を転記してください。

派遣: 本委託費を使用した日本側参加者等の相手国及び相手国以外への渡航実績(延べ人数)。

受入: 相手国側参加者等の来日実績(延べ人数)。カッコ内は本委託費で滞在費等を負担した内数。

8. 研究交流実績の概要・成果等

(1)研究交流実績概要(全期間を通じた研究交流の目的・研究交流計画の実施状況等)

日本で立法化が進められている民事訴訟手続のIT化に関し、先進国である韓国の現状と課題について実情調査と相互の研究報告を行った。また、倒産手続については、専門裁判所の運用についての実情調査と、両行の共通課題となっている諸論点(動産担保法制と倒産手続、暗号資産と強制執行及び倒産手続)についての共同研究会を実施した。

(2)学術的価値(本研究交流により得られた新たな知見や概念の展開等、学術的成果)

IT化については、先進国である韓国の実情について文献資料が乏しい中、現地で直接の利用者である弁護士や裁判官から実際の運用について事情聴取や実際の法廷見学が実現し、これによって、問題点をより具体的に理解でき、日本での今後の課題についても知見を得ることができた。倒産手続関係については、解釈論及び立法は日本が先行しているものの、韓国においても同様の問題があることが分かり、今後の韓国の立法及び解釈論の発展に寄与できたのではないかと考えている。

(3)相手国との交流(両国の研究者が協力して学術交流することによって得られた成果)

2年度目は、日本側からの報告に対し、韓国側から実情報告とコメントが寄せられ、その中で、解決を迫られている論点の所在や、解決が困難になっている事情に共通する点があることが明らかになり、今後協働して解決に当たることの重要性が確認できた点が成果であったといえる。

(4)社会的貢献(社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資する等の社会的貢献はどのようにあったか)

韓国は訴訟手続IT化の先進国であるが、そこでの現在課題は、将来的には日本で進められている訴訟手続のIT化でも問題になりうる事柄であり、それをあらかじめ知ることができた点は、今後の問題解決に当たって大きな示唆となりうる。

(5)若手研究者養成への貢献(若手研究者養成への取り組み、成果)

日韓の報告担当者は、若手の准教授及び教授であり、このような国際的交流事業での報告を担当することで、当該分野についての研究が深めることができ、また、新たな疑問点等が提示されたことで、今後の研究課題も明確になったのではないかといえる。また、報告担当者同士での今後の学術協力も期待できる。また、今回の報告成果は、近日中に研究代表者が所属する大学紀要等に発表できるようにする予定である。

(6)将来発展可能性(本研究交流事業を実施したことにより、今後どのような発展の可能性が認められるか)

これまで交流が多いとはいえなかった、民事執行及び倒産法分野について、若手研究者を中心とした学術交流が活性化することが期待される。

(7)その他(上記(2)～(6)以外に得られた成果があれば記述してください)

本事業を機縁として、研究代表者及び中島弘雅教授(専修大学)が、本年6月開催予定の韓国民事執行法学会において報告を担当させていただくこととなった。